

事 務 連 絡
平成22年1月28日

各都道府県
浄化槽行政担当部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課浄化槽推進室

浄化槽整備のみを行う場合における循環型社会
形成推進地域計画の取り扱いについて

日頃より浄化槽行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、浄化槽整備のみ行う市町村等において、平成22年度以降から始まる循環型社会形成推進地域計画（以下、「地域計画」という。）につき、生活排水処理基本計画（以下、「生排計画」という。）をもって地域計画に代える場合の取り扱いを以下のとおりとするので、管内市町村に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 現行の生排計画に、循環型社会形成推進交付金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第8の1. なお書きにより必要とされる事項の記載が無い市町村等は、当該生排計画の提出に加えて次の書類を作成することにより、地域計画に代えることができるものとして取り扱うこととする。

循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルに示す地域計画の添付書類のうち

- ①様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- ②様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- ③参考様式5 施設概要（浄化槽系）

2. 1. により生排計画をもって地域計画に代える場合において、計画期間は当該生排計画の計画期間内で設定することとする。

3. 平成22年度当初内示要望にあたって地域計画を新規作成する場合であって、1. により基本計画をもって地域計画に代える場合においては、「循環型社会形成推進交付金に係る所要額調査 調査要領」に記載された提出期限にかかわらず、平成22年2月19日（金）までに提出することとする。

以上